



# 大船渡労働基準署 ニュース



新春の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二



あけましておめでとうございます。昨年は労働基準行政の運営に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございました。



今年の干支は「巳」へび年です。調べてみたところ「巳（み・へび）は、神様の使いとして大切にされてきた動物で、脱皮を繰り返すことから不老不死のシンボル」とされていることから、今年は「再生や変化を繰り返しながら柔軟に発展していく」年になると考えられているのだそう。ところで、大船渡市と陸前高田市の市花である「ツバキ」、昨秋の週末に訪れた「世界の椿館・碁石」で、椿の花の色や形の多彩さに少々驚き、後で調べてみたところ、椿は突然変異が生じやすく、様々な色や形の花が1本の椿の木から咲くことがあるのだとか。



気仙地域で働くみなさまが、椿のように、また「巳」のように、時代の変化に応じて柔軟に変化し、そして発展する年になることを願っております。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



## いわて年末年始無災害運動実施中！

令和6年12月1日～令和7年1月31日

岩手県においては、例年12月から1月に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が路面凍結など冬季特有要因によるものとなっており、冬季労働災害防止が極めて重要となっています。

年末年始における労働災害防止のため、転倒防止対策をはじめ、各種労働災害防止対策の推進をお願いいたします。

## 冬季転倒災害防止対策強化期間

令和6年12月1日～令和7年2月28日

岩手労働局では、冬季間における転倒災害を防止するため、12月から2月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、「いわて年末年始無災害運動」と連動し、転倒災害防止に取り組みます。

安全管理者や安全衛生推進者等の安全担当者を配置し、転倒危険箇所の把握や防滑靴の着用・安全な歩き方の指導を行うなど、冬季転倒災害防止のための取り組みを推進しましょう！

大船渡労働基準監督署管内において、冬季特有要因の転倒災害については、60歳以上の高年齢労働者に多く発生している傾向にあります。

自身は大丈夫と思っても、年齢を重ねるごとに身体機能は気づかぬうちに低下していきます。身体機能の低下により足が上がりにくくなる等、つまずき等による転倒のリスクが高まります。

無理のない範囲内で転倒防止体操を実施するなど、身体機能の維持に向け取り組みを進めてみましょう！

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化されます

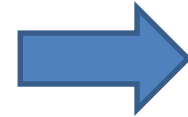
令和7年（2025）1月1日施行（※）

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握することを目的として、以下のとおり改正します。

また、**令和7年1月1日から労働者死傷病報告等、一部の安全衛生関係の報告について、電子申請が義務（※経過措置として当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です）**となります。



・厚生労働省ホームページの関連掲載箇所はこちら



・以下の①、②、③、⑤は今まで自由記載であったところ、今般の改正により、該当するコードから選択できるようになります。

・以下の④については、留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されます。

The image shows a portion of the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. Red boxes and numbers 1 through 5 highlight specific areas of change:

- ①: A box for selecting the business type (事業の種類).
- ②: A box for selecting the victim's occupation (被災者の職種).
- ③: A box for selecting the injury/disease name and location (傷病名及び傷病部位).
- ④: A large box for disaster occurrence status and cause (災害発生状況及び原因), which is divided into five sub-sections.
- ⑤: A box for selecting nationality, region, and residence status (国籍・地域及び在留資格).

## ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

## ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

## ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷>切断  
傷病部位: 頭部>鼻

## ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

## ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。